

第3章 変更の許可等（法第23条）

3.1 汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請（法第23条第1項）

汚染土壌処理業者は、当該許可に係る下記の項目を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない（法第23条第1項）。

- ① 汚染土壌処理施設の種類の種類（法第22条第2項第3号）
- ② 汚染土壌処理施設の構造（法第22条第2項第3号）
- ③ 汚染土壌処理施設の処理能力（法第22条第2項第3号）
- ④ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第4号）

「汚染土壌処理施設の種類の種類の変更」とは、許可に係る汚染土壌処理施設の事業場内において、許可申請書に記載した施設の種類の種類を追加したり、削減したりする場合は該当する。例えば、浄化等処理施設の許可を受けた事業場内において新たに汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを併設する場合や、反対に、汚染土壌の浄化プラント、かつ、汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを同一の事業場内に併設している汚染土壌処理施設において、一方のプラントを撤去する場合等が該当する。

「汚染土壌処理施設の構造の変更」とは、総体としての汚染土壌処理施設を構成する設備の構造を変更することをいう。例えば、処理プラントや大気有害物質の処理設備の材質を他のものに変更することや、受入設備に新たに屋根を設ける場合等が該当する。

「汚染土壌処理施設の処理能力の変更」とは、処理することができる汚染土壌の量を増加させたり、減少させたりすることをいい、設備の能力の変更のみならず、稼働時間の変更に伴う処理量の変更を含む。ただし、軽微な変更（3.2.1 参照）の場合は対象外である（施行通知記の第5の2(7)①）。

「汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更」とは、処理する汚染土壌の特定有害物質の種類及び濃度を変更することをいう。例えば、第一種特定有害物質の処理のみ行っていた汚染土壌処理において第二種特定有害物質の処理を新たに行おうとする場合や、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理を行っていた汚染土壌処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理をやめ、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみの処理を行おうとする場合等が該当する（施行通知記の第5の2(7)①）。

また、変更の許可の申請が、汚染土壌処理業の許可の基準（法第22条第3項）に適合していると認められるときでなければ変更の許可はされない（法第23条第2項）。

なお、汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第4号）。

また、不正な手段により汚染土壌処理業に係る変更の許可を受けた者も、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第5号）。

3.1.1 変更許可申請書（処理業省令第8条第1項）

法第23条第1項の汚染土壌処理業の変更の許可を受けようとする者は、次に示した①から⑦の事項（処理業省令第8条各号）を記載した変更許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。変更許可申請書の様式は、処理業省令の様式第2に示されている。

図 3.1.1-1 に変更許可申請書の記載例を示す。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- ③ 汚染土壌処理施設の設置の場所
- ④ 許可の年月日及び許可番号
- ⑤ 変更の内容
- ⑥ 変更の理由
- ⑦ 変更のための工事を行う場合にあっては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理施設の使用開始予定年月日

様式第二（第八条第一項関係）

| 汚染土壌処理業に係る変更許可申請書 | |
|---|---|
| <p>川崎市長 〇〇 〇〇 殿</p> | <p>平成 22 年 10 月 1 日</p> |
| <p>申請者</p> | <p>東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎</p> |
| <p>印</p> | |
| <p>土壌汚染対策法第 23 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理業に係る変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p> | |
| <p>汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称</p> | <p>土壌洗浄株式会社 川崎事業所</p> |
| <p>汚染土壌処理施設の設置の場所</p> | <p>〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△〇-〇-〇 TEL : 044-000-0000</p> |
| <p>許可の年月日及び許可番号</p> | <p>許可の年月日 平成 22 年 4 月 28 日</p> |
| | <p>許可番号 0861001001</p> |
| <p>変更の内容</p> | <p><input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の種類 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の構造 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の処理能力 <input checked="" type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</p> |
| | <p>変更前</p> <p>分別等処理施設（異物除去） ・ 水銀並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質（受入基準濃度の設定無し）</p> <p>分別等処理施設（含水率調整） ・ 水銀並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質（受入基準濃度の設定無し）</p> |
| | <p>変更後</p> <p>分別等処理施設（異物除去） ・ PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質（受入基準濃度の設定無し）</p> <p>分別等処理施設（含水率調整） ・ PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質（受入基準濃度の設定無し）</p> |
| <p>変更の理由</p> | <p>これまで、分別等処理施設では、保管設備（受入設備及び処理後土壌の保管設備）は囲い及び屋根のみで、外気と遮断されない構造であったため、揮発性のある水銀を受け入れることができなかった。保管設備及び受入設備をテント構造（外気と遮断できる構造）に変更し（容量の変更は無し）、処理の方法に照らしても処理が可能な水銀による汚染土壌を受け入れたいため。</p> |
| <p>変更のための工事の 着工予定年月日</p> | <p>平成 22 年 11 月 1 日</p> |
| <p>変更後の使用開始予定年月日</p> | <p>平成 22 年 12 月 20 日</p> |
| <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。</p> <p>2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。</p> | |

図 3.1.1-1 変更許可申請書の記載例

3.1.2 変更許可申請書添付資料（処理業省令第8条第2項）

変更許可申請書には、汚染土壌処理施設の種類、構造、処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第3号及び第4号）の変更により、処理業省令第2条第2項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合には、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付しなければならない。

3.2 汚染土壌処理業に係る変更の届出（法第 23 条第 3 項及び処理業省令第 10 条）

汚染土壌処理業者は 3.2.1 に示す変更の場合、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない（施行通知記の第 5 の 2(7)②）。

なお、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる（法第 66 条第 1 号）。

3.2.1 届出を要する汚染土壌処理業に係る変更（処理業省令第 9 条及び第 10 条）

- ① 軽微な変更があったとき（法第 23 条第 1 項のただし書）
 - ・ 許可申請書に記載した処理能力の減少であって、その減少の割合が 10%未満であるもの（処理業省令第 9 条）

- ② 処理業省令第 3 条各号に規定する事項に変更があったとき
 - ・ 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地（処理業省令第 3 条第 1 号）
 - ・ 他に汚染土壌処理業（法第 22 条第 1 項）の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第 8 条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）（処理業省令第 3 条第 2 号）
 - ・ 汚染土壌の処理の方法（処理業省令第 3 条第 3 号）
 - ・ セメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法（処理業省令第 3 条第 4 号）
 - ・ 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量（処理業省令第 3 条第 5 号）
 - ・ 申請者が法人である場合には、法第 22 条第 3 項第 2 号ハに規定するその事業を行う役員の名及び住所（処理業省令第 3 条第 6 号）
 - ・ 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項（再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設についての法第 22 条第 1 項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種別及び処理能力）（処理業省令第 3 条第 7 号）

- ③ 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類（処理業省令第 2 条第 2 項第 21 号）に記載した事項に変更があったとき

3.2.2 汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出（処理業省令第11条）

(1) 変更届出書（処理業省令第11条第1項）

法第23条第3項の汚染土壌処理業の変更があった者は、次に示した①から⑦の事項（処理業省令第11条第1項各号）を記載した変更届出書を都道府県知事に提出しなければならない。変更届出書の様式は、処理業省令の様式第3に示されている。

図 3.2.2-1 に変更届出書の記載例を示す。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- ③ 汚染土壌処理施設の設置の場所
- ④ 許可の年月日及び許可番号
- ⑤ 変更の内容
- ⑥ 変更の理由
- ⑦ 処理業省令第9条に規定する軽微な変更（当該変更のために工事を伴うものに限る。）をした場合には、変更のための工事の着工年月日

| 汚染土壌処理業に係る変更届出書 | | |
|---|---|----------------------------|
| 川崎市長 ○○ ○○ | 殿 平成 23 年 02 月 03 日 | |
| 届出者 | 東京都港区▲▲○-○-○ 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎 | |
| 汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第 23 条第 3 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 | | |
| 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称 | 土壌洗浄株式会社 川崎事業所 | |
| 汚染土壌処理施設の設置の場所 | 〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 TEL : 044-000-0000 | |
| 許可の年月日及び許可番号 | 許可の年月日 | 平成 22 年 4 月 28 日 |
| | 許可番号 | 0861001001 |
| 変更の内容 | <input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第 3 条各号に規定する事項 （再処理汚染土壌処理施設に係る事項（省令第 3 条第 7 号の規定）） <input type="checkbox"/> 同令第 2 条第 2 項第 21 号に掲げる書類に記載した事項 （ ） | |
| | 変更前 | |
| | 名称 | 所在地 |
| | DD 処分場 | 福島県 DD 市 DD1-1-1 |
| | 都道府県知事（市長） | 許可番号 |
| | 福島県知事 □□ □□ | 0070010001 |
| | 種類 | 処理能力 |
| | 埋立処理施設(内陸埋立処理施設) | 10 万 m ³ (埋立容量) |
| | 変更後 | |
| | 名称 | 所在地 |
| EE 処分場 | 神奈川県 E 市 E1-1-1 | |
| 都道府県知事（市長） | 許可番号 | |
| 神奈川県知事 ■■ ■■ | 0140010014 | |
| 種類 | 処理能力 | |
| 埋立処理施設(内陸埋立処理施設) | 30 万 m ³ (埋立容量) | |
| 変更の理由 | これまで、洗浄処理により発生した脱水ケーキ（細粒分）を再処理汚染土壌処理施設（埋立処理施設）である DD 処分場へ搬出していたが、施設から運搬距離の短い埋立処理施設である EE 処分場へ搬出を変更するため。 | |
| 変更のための工事の着工予定年月日 | 該当無し | |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

図 3.2.2-1 変更届出書の記載例

(2) 変更届出書添付資料（処理業省令第 11 条第 2 項）

変更届出書には、処理業省令第 9 条に規定する軽微な変更、法第 22 条第 2 項第 1 号に掲げる事項の変更又は処理業省令第 10 条各号に掲げる事項の変更が第 2 条第 2 項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付しなければならない。

3.3 汚染土壌処理業の休止等の届出（法第 23 条第 4 項、処理業省令第 12 条）

汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとする日までに、次に示した①から⑨の事項（処理業省令第 12 条各号）を記載した休止等届出書を都道府県知事に提出しなければならない。また、いずれの届出についても、事前に届け出る必要があるため、注意が必要である（施行通知記の第 5 の 2(7)③）。

ここで、「休止」とは、汚染土壌の処理の事業を一時やめてある期間休むことをいい、一時休んで将来再開することを予想していることから、「廃止」とは異なる。廃止した後には、許可の取消し等の場合の措置義務を速やかに講じなければならない。

なお、複数の汚染土壌処理施設の種類又は複数の処理方法を採用し、同一の汚染土壌処理業の許可を取得している場合、その汚染土壌処理施設の一部を「休止」又は「廃止」する場合も考えられる。この場合にも、休止等届出書を提出しなければならない。

施設の廃止、休止を行う場合で必要となる休止等届出書の例を図 3.3.1-1 に示す。

休止等届出書の様式は、処理業省令の様式第 4 に示されている。

図 3.3.1-2 に休止等届出書の記載例（事業の一部を廃止）を示す。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- ③ 汚染土壌処理施設の設置の場所
- ④ 汚染土壌処理施設の種類
- ⑤ 許可の年月日及び許可番号
- ⑥ 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容
- ⑦ 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由
- ⑧ 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日
- ⑨ 休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止した後に汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法

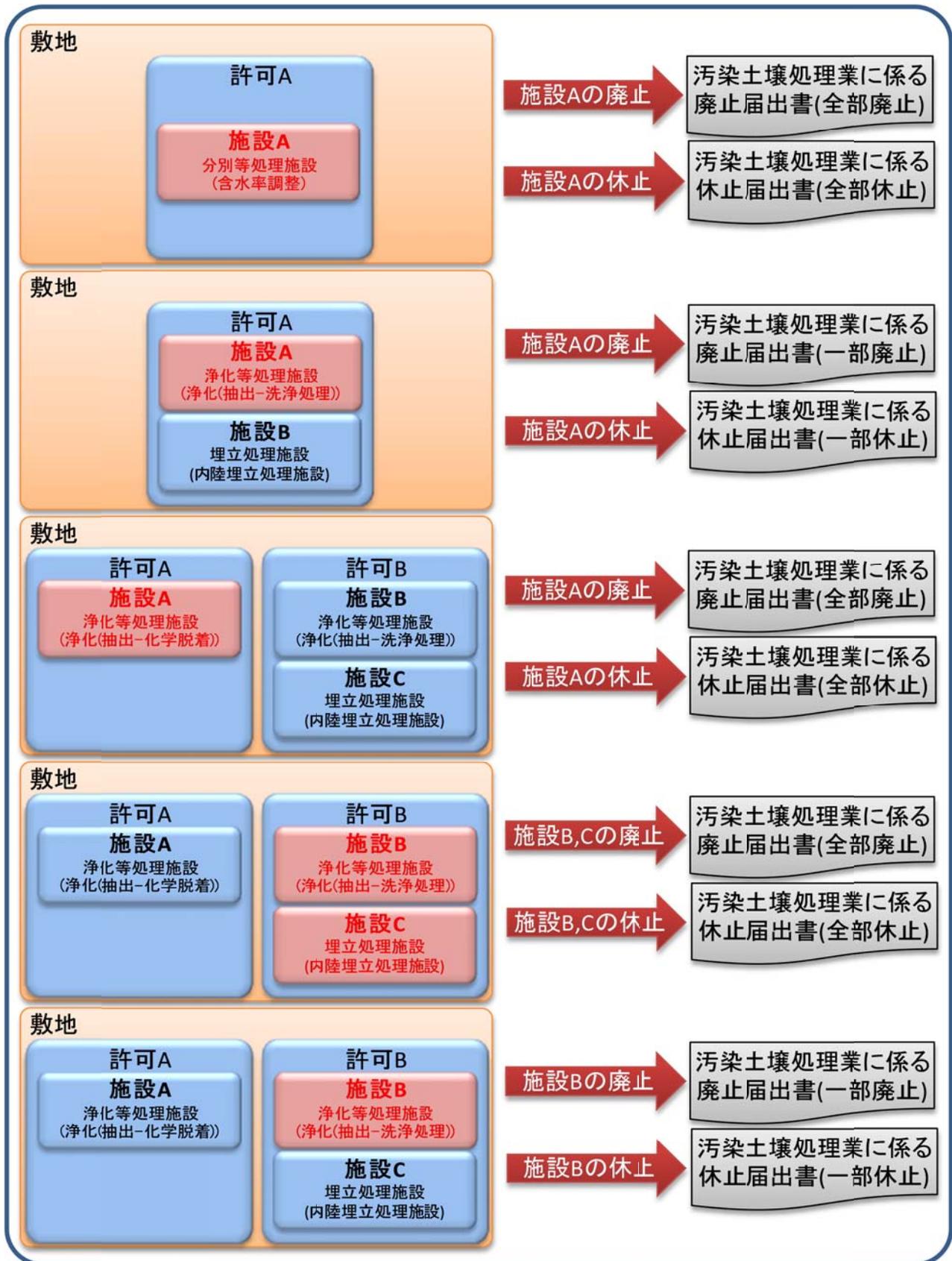


図 3.3.1-1 施設の休止・廃止で必要となる休止等届出書の例

様式第四（第十二条関係）

| | | | | | |
|--|---|--------|------------------|------|------------|
| <p style="margin: 0;">汚染土壌処理業に係る 休止 届出書 廃止 再開</p> | | | | | |
| 平成 23 年 05 月 10 日 | | | | | |
| 川崎市長 〇〇 〇〇 | 殿 | | | | |
| 届出者 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎 | | | | | |
| 印 | | | | | |
| <p>汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部について休止し、若しくは廃止し、又は再開するので、土壌汚染対策法第 23 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> | | | | | |
| 汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称 | 土壌洗浄株式会社 川崎事業所 | | | | |
| 汚染土壌処理施設の設置の場所 | 〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 TEL : 044-000-0000 | | | | |
| 汚染土壌処理施設の種類 | 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))、 分別等処理施設(異物除去) 分別等処理施設(含水率調整) | | | | |
| 許可の年月日及び許可番号 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">許可の年月日</td> <td>平成 22 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>許可番号</td> <td>0861001001</td> </tr> </table> | 許可の年月日 | 平成 22 年 4 月 28 日 | 許可番号 | 0861001001 |
| 許可の年月日 | 平成 22 年 4 月 28 日 | | | | |
| 許可番号 | 0861001001 | | | | |
| 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容 | <p>【廃止しようとする処理の事業内容】 許可を受けている汚染土壌処理施設のうち、分別等処理施設の事業</p> | | | | |
| 休止若しくは廃止 又は再開の理由 | <p>【廃止の理由】 事業縮小のため</p> | | | | |
| 休止若しくは廃止 又は再開の予定年月日 | <p>【廃止の予定年月日】 平成 23 年 6 月 30 日</p> | | | | |
| 休止又は廃止の場合において、 汚染土壌処理施設内に残存する 汚染土壌の処理方法 | <p>【廃止の場合における汚染土壌の処理方法】 施設内に残存する汚染土壌は全て施設内にある浄化等処理施設（浄化）で 処理可能な汚染状態のものであることから、当該施設において処理を行う。</p> | | | | |
| <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。</p> <p>2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。</p> | | | | | |

図 3.3.1-2 休止等届出書の記載例